

議案第15号

中野市外部監査契約に基づく監査に関する条例案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により、中野市外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定の請求を令和7年5月26日に受理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり意見を付して付議するものとする。

令和7年6月12日 提出

中野市長 湯本隆英

令和7年6月 日 決

中野市議会議長 芦澤孝幸

中野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（案）

（目的）

第1条 本条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の27第1項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（包括外部監査契約に基づく監査）

第2条 市は、法第252条の27第2項の包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。この場合において、法第252条の36第2項の条例で定める会計年度は、毎会計年度とする。

2 市と包括外部監査契約を締結した法第252条の29に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 市が法第199条第7項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの。
- (2) 市が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの。
- (3) 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの。
- (4) 市が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの。
- (5) 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている者については、外部監査人がその出納その他の事務の執行状況を監査することができる。特に、市が指定管理者として指定している者については、毎年1回以上、外部監査人が監査し、その結果を公表するものとする。

（個別外部監査契約に基づく監査）

第3条 市民のうち法第75条第1項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第252条の27第3項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

2 市の議会は、法第98条第2項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る

監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

3 市長は、法第199条第6項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 市長は、第2条各号に掲げるものについての法第199条第7項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

5 市民は、法第242条第1項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

(監査結果の公表)

第4条 外部監査人は、監査の結果を報告書にまとめ、市長および市議会に提出するとともに、監査終了後30日以内に、市のホームページその他適切な方法により、市民が閲覧できるようにしなければならない。

(施行期日)

1 附則 本条例は、公布の日から施行する。

意見書

1 当該請求について

本件は、地方自治法第74条第1項に規定されている有権者35,444人（令和7年3月3日時点）の50分の1である709人を上回る1,957人の連署により請求されたものであり、同法に則った適切な請求であることを認めます。

2 外部監査制度について

地方自治法に基づく外部監査は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者（外部監査人）との契約による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の専門性・独立性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的としています。

外部監査には、「包括外部監査」と「個別外部監査」があり、包括外部監査は、外部監査人が特定のテーマを選んで監査するもので、地方自治法で都道府県、政令指定都市及び中核市は、毎年度1回以上監査を受けることが義務付けられています。その他の市区町村は、条例で定めることにより導入できることとされ、また、条例で定める年度に監査を受けます。

個別外部監査は、議会、長及び住民からの請求又は要求があったとき、その事項について議会又は監査委員が個別外部監査の相当性を認めた場合、監査委員の監査に代えて外部監査人が監査を行うもので、条例で定めることにより導入できることとされています。

外部監査人となることができる者は、弁護士、公認会計士、税理士及び地方公共団体において監査等の行政事務に従事した者など監査の実務に精通している者とされています。

3 監査委員による監査について

地方自治法に基づく監査委員は、地方公共団体の長が住民を代表する議員からなる議会の同意を得て任命することになっています。本市における監査委員の定数は、条例で2人と定められており、監査委員の構成は、議員のうちから1人、識見を有

する者から1人を選任することになっています。

識見を有する者として選任される委員には、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する優れた識見が求められますが、本市では、令和5年から、識見を有する者として税理士を監査委員に選任し、議員から選任された監査委員とともに監査業務に携わっていただいています。

監査業務には、財務に関する事務の執行状況の確認、経営に係る事業の管理の監査、決算監査、基金の運用状況の監査などが含まれます。地方公共団体の財務状況の適正性を確認するに当たり、税理士は財務や税務に関する専門的な知識を有しており、その専門性を活かした監査の実施により、財務の健全性を十分に確保できているものと考えています。

4 外部監査制度導入に対する市の考え方

外部監査制度には、住民の信頼性の向上や監査の透明性を高めるといった利点もあると認識していますが、その導入については、監査委員のうち識見を有する者として税理士を選任している現行の監査体制が十分に機能している状況を踏まえ、慎重に検討すべきであると考えます。外部監査制度導入による財政負担や運用の複雑さを考慮すると、その必要性は必ずしも高いとは言えず、現行の監査体制が合理的かつ実用性の高い方法であると認識しています。

条例制定請求書において、請求代表者は、外部監査は市政の透明性、公平性、信頼性及び効率性を高めるために必要不可欠な制度であるとして、5つの理由から条例の制定を請求していますが、以下に、それぞれの理由に対する考え方について述べます。

(1) 透明性と公正性の向上

本市では、現在、監査委員については、市民を代表する議員と識見を有する者から選出し、議会の同意を得て任命しています。さらに、令和5年からは、識見を有する者として税理士を選任し、議員選出の監査委員とともに監査を実施する体制を整え、監査体制の強化を図っています。また、情報公開制度により、市民の知る権利を保障するとともに、市民が行政の監査活動を適切に把握できる環境を整備しています。外部監査制度の導入は、監査の透明性や公正性をより高める

有効な手段の一つと認識していますが、現行の監査制度においても透明性と公正性は十分に確保されていると考えています。

(2) 市民の信頼性の向上と説明責任の強化

本市では、監査の専門性を強化するため、令和5年から監査委員に税理士を選任し、外部の視点を取り入れた監査体制を構築するとともに、監査結果を市公式ホームページにおいて公表しています。これにより、市民の信頼の確保に努めるとともに、説明責任を十分に果たしていると考えています。

(3) 財政の効率化、健全化

外部監査制度は、財政の効率化や健全化を目的とする場合に有効な手段となり得ますが、先述のとおり、本市では、税理士による専門的な監査が行われ、監査の精度も十分に確保されており、その監査を通じて財政の効率化・健全化に努めております。

また、外部監査制度の導入には新たな財政負担が生じますが、包括外部監査にかかる経費は自治体の予算規模にかかわらず相当な負担となるため、その費用対効果について慎重に検討する必要があります。こうした点を踏まえ、本市では現行の監査体制が合理的かつ実用性の高い方法であると認識しています。

(4) 住民参加を促進する開かれた市政の実現

外部監査制度の導入が住民参加を促進する一つ的手段となり得ることは承知していますが、本市では、すでに住民監査請求制度をはじめ、情報公開制度やパブリックコメント制度など、市民が市政に関与できる仕組みを整えています。また、「お出かけ市長室」などの車座集会を積極的に開催し、市民との直接対話を通じて多様な意見を市政運営に反映させるなど、住民参加型の政策形成の手法も導入しております。このような取組により開かれた市政運営に努めており、新たに外部監査制度を導入する必要性は低いと考えています。

(5) 先進自治体での導入事例

外部監査制度は、包括外部監査が義務付けられている都道府県、政令指定都市

及び中核市では全ての自治体で導入されていますが、それ以外の自治体では導入事例が限られているのが現状です。長野県内では、中核市である長野市及び松本市のほか、王滝村が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく個別外部監査の実施が必要となり、条例を制定しています。

現状では、都道府県、政令指定都市及び中核市以外の自治体において、外部監査制度の導入事例は限られており、包括外部監査制度の導入に当たっては、自治体の規模や現行の監査体制を十分考慮し、慎重に検討する必要があります。こうした状況を踏まえると、本市においては、現行の監査体制が十分に機能していることから、導入の必要性は低いと判断しています。

5 条例案に対する法制執務上の意見

(1) 施行上の疑義について

ア 第2条（包括外部監査契約に基づく監査）

本条第2項第5号後段で、指定管理者について毎年1回以上、外部監査人が監査し、その結果を公表することを規定していますが、地方自治法第252条の37第4項では「包括外部監査対象団体は、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査をすることができることを条例で定めることができる」と規定されています。これにより監査対象は、あくまでも包括外部監査人の判断に委ねられているものと解され、条例で特定の監査（指定管理者に関する監査）を義務付けることは、立法趣旨に反して包括外部監査人の裁量を制限する可能性があります。また、包括外部監査人は、地方自治法に基づき独立した立場で監査を行うことが求められており、条例で特定の監査対象を義務付けることは、包括外部監査人の独立性を損なう可能性があるため、慎重な検討が必要であります。以上の理由から第2条第2項第5号後段は必要ないと考えています。

イ 第4条（監査結果の公表）

包括外部監査人は地方自治法第252条の37第5項及び第252条の38第3項の規定により、個別外部監査人は第252条の39第12項及び第13項の規定により、監査の結果に関する報告を議会、長、監査委員、関係のある委員会等に提出すること、また、監査委員は監査の結果に関する報告の提出があったときはこれを公表することが義務付けられています。

本条では、外部監査人に監査結果の議会及び市長への報告及び公表を義務付けていますが、先述のとおり、外部監査人による議会及び市長への報告は地方自治法で規定されているため、改めて条例で定める必要はないこと、また、地方自治法では監査結果に関する報告については監査委員が公表主体となっており、疑義を生じる可能性があることから、本条は必要ないと考えています。

ウ 第2条及び第4条（外部監査人の表記）

第2条及び第4条において、「包括外部監査人」及び「外部監査人」の表記が混在しています。第2条中は「包括外部監査人」に統一すべきと考えています。先述のとおり、第4条は必要ないと考えていますが、原案のとおりとする場合は、「法252条の30第1項に規定する外部監査人」とし、包括外部監査人及び個別外部監査人を意味する表記とすべきと考えています。

エ 附則（施行日）

施行日を「公布の日から」と規定していますが、公布の日から施行した場合、その後の外部監査人の選定や契約締結などの準備期間を考慮すると、当年度中に監査期間が十分に確保できないおそれがあるため、施行日は少なくとも来年度以降にすべきと考えています。

(2) 表現、用字等について

ア 第1条中「本条例は」とあるのは「この条例は」と修正

イ 第2条第1項中「法第252条の27第2項の」とあるのは「法第252条の27第2項に規定する」と、「（以下）」とあるのは「（次項において）」と修正

ウ 第2条第2項第1号から第4号までの末尾の「。」は、不要なため削除

エ 第2条第2項第2号及び第4号中「同項」とあるのは「法第199条第7項」と修正

オ 第2条第2項第5号は、同項前各号に合わせて次のように表現を統一

「(5) 市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの」

カ 第3条中「（以下）」とあるのは「（以下この条において）」と修正

キ 第4条中「市長および議会」とあるのは「市長及び議会」と修正

ク 附則の規定について、次のように修正（「公布の日」も併せて修正）

「 附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。」

以上のことから、本市においては、外部監査制度を導入する必要はないと判断する
ものです。

令和 7 年 6 月 1 2 日

中野市長 湯本 隆英

(参考)

中野市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定請求の要旨

1 請求の要旨

公正で透明性の高い行政運営を確保するために、地方自治法第252条27に規定されている外部監査契約（包括外部監査契約及び個別外部監査契約）に基づく監査の導入とその条例の制定を強く請求します。

外部監査は、地方自治体が行う事務や財務処理について、独立した第三者（弁護士・公認会計士・税理士、等）の視点から評価・検証を行う仕組みで、以下の理由の通り市政の透明性・公平性、信頼性、効率性を高めるために必要不可欠な制度であり、その為の条例制定を請求致します。

【請求の理由】

① 透明性と公正性の向上

外部の専門家が監査を行うことで、組織内の慣習や利害関係の影響を完全に排除でき、透明性と公平性が向上すると共に不正やミスが見逃されるリスクが軽減される。

② 市民の信頼性の向上と説明責任の強化

外部監査の結果を公表することで、市民が行政の財務状況や運営方針を正しく理解し、行政に対する信頼性を深めることができる。また、第三者の客観的視点から市政の評価を受けることで、行政の取組みの妥当性が検証され、市政の説明責任の強化につながる。

③ 財政の効率化、健全化

外部監査の導入により、無駄な支出を削減し、効率的な財政運営を促進できる。

これは、将来的な財政リスクの軽減にもつながる。

④ 住民の参加を促進する開かれた市政の実現

住民が個別外部監査請求を利用できる制度は、住民自身が自治体の運営に参加できる有効な手段となり、より開かれた市政が実現できる。

⑤ 先進自治体での導入事例

すでに多くの自治体で外部監査制度が導入され、行政の適正な運営に寄与している。